

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの日は、  
翌日か翌日  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 私立学校振興助成法による監査事項の指定  
保安林の指定の解除  
解除予定の保安林  
林業種苗法による講習会の開催  
土地改良事業計画の適否の決定 (九件)  
土地改良事業の認可 (六件)  
基本測量の終了
- ◇ 教委告示 鳥取県指定無形文化財の指定及び鳥取県指定無形文化財  
の保持団体の認定

## 告 示

### 鳥取県告示第七十二号

私立学校振興助成法 (昭和五十年法律第六十一号) 第十四条第三項の規

定に基づき、学校法人 (同法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者を含む。以下同じ。) が同法第十四条第二項の規定により知事に届け出る同条第一項の財務計算に関する書類に添付しなければならぬ公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る昭和五十三年年度の監査事項を次のとおり指定し、昭和五十二年九月鳥取県告示第七百三十四号 (私立学校振興助成法による監査報告書に係る監査事項の指定について) は、廃止する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 昭和五十一年度及び昭和五十二年において財務計算に関する書類に監査報告書を添付した学校法人  
学校法人会計基準 (昭和四十六年文部省令第十八号) の定めるところに従つて、会計処理が行われ、財務計算に関する書類 (資金収支内訳表及び消費収支内訳表を除く。) が作成されているかどうか
- 二 昭和五十一年度又は昭和五十二年において財務計算に関する書類に監査報告書を添付した学校法人
  - 1 当該学校法人の会計制度の整備及び運用の状況
  - 2 学校法人会計基準の定めるところに従つて、資金収支計算が行われ、資金収支計算書が作成されているかどうか
  - 三 前一号に掲げる学校法人以外の学校法人  
当該学校法人の会計制度の整備及び運用の状況

鳥取県告示第七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字渡り上り二 一七四七の一、一七五〇の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字家ノ向一三四の一(次の図に示す部分に限る。)(一三四の九、一三四の一〇、一三七の二)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十五号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第二項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第九十四号)第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 受講対象者

配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

二 開催日時及び開催場所

開催日時	開催場所
昭和五十四年一月二十三日 午前十時から午後五時まで	鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県庁本庁舎第四会議室(四階)

## 三 講習科目及び講習時間

- 1 種苗に関する法令 二時間
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

## 四 受講申込方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額(四千円)に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて、昭和五十四年一月十三日までに所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

## 五 携行品

筆記用具、印鑑及び昼食

## 鳥取県告示第七十六号

昭和五十三年十月十六日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良(上米積地区農地造成)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月十三日から二十三日間

## 三 縦覧に供する場所

## 倉吉市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七十七号

昭和五十三年八月二十四日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(西今在家地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月十三日から二十三日間

## 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十八号

昭和五十三年七月三十一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(上段地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めただ、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月十三日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十九号

昭和五十三年八月三十日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(下砂見地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めただ、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月十三日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十号

昭和五十三年十一月十日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(畑池地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めただ、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月十三日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八十一号

昭和五十三年十月十八日付けで河原町から申請のあつた土地改良(弓河内地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月十三日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八十二号

昭和五十三年十月十八日付けで河原町から申請のあつた土地改良(弓河

内地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月十三日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八十三号

昭和五十三年十一月十三日付けで米子市から申請のあつた土地改良(原地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月十三日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八十四号

昭和五十三年十一月十三日付けで米子市から申請のあつた土地改良（浦津地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月十三日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八十五号

八東町から申請のあつた町営土地改良（中南地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八十六号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（国安地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八十七号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（下味野地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月六日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八十八号

福部村から申請のあつた村営土地改良(海士地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八十九号

大栄町から申請のあつた町営土地改良(大栄(新田)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千九十号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良(赤碕(太一垣)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

年十二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千九十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業地域

三朝町

三 終了年月日

昭和五十三年十一月二十二日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第十

九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる無形文化財を鳥取県指定無形文化財に指定し、及び同条第二項の規定に基づき、同表の下欄に掲げるものを当該鳥取県指定無形文化財の保持団体として認定する。

昭和五十三年十二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

無 形 文 化 財		無形文化財の保持団体	
名 称	要 件	所在地及び名称	代 表 者
弓浜耕	一 手つむぎ糸を使用すること。 二 天然藍で染めること。 三 くぐりの工程は、「手ぐり」であること。 四 手投付による高機であること。	米子市和田町二〇四 弓浜耕保存会	角 良正

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】